

OECD 多国籍企業行動指針の問題提起手続の概要

2017年5月

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）田辺有輝

1. OECD 多国籍企業行動指針の問題提起手続とは何か？

経済協力開発機構（OECD）の多国籍企業行動指針¹とは、多国籍企業に対して責任ある行動を自主的にとるよう勧告するために策定したガイドラインである。法的拘束力はないが、人権、労働、環境、贈収賄、消費者保護、納税、情報公開など広範囲に渡って多国籍企業が守るべき原則と基準を定めている。

OECD 多国籍企業行動指針では、指針の普及、照会処理、問題解決支援を図るため、各国に連絡窓口（National Contact Point: NCP）を設置することになっており、日本では、外務省、厚生労働省、経済産業省が日本 NCP を構成している。日本 NCP では、OECD 多国籍企業行動指針の遵守を確保するために、問題提起を受け付けている。

2. 問題提起にあたって必要な要件は何か？

問題提起にあたっては、問題の当事者又は当事者から委任された者である必要がある。問題提起者は、提起をする相手企業が行動指針を遵守していないとする個別事例の内容や行動指針の違反事項等を含む問題提起書を日本 NCP に提出する必要がある。

なお、提起された問題が日本以外の行動指針参加国で発生した場合、日本では受理されず当該参加国で問題提起をするよう要請される。例えば、インドネシアで生じている案件の場合、インドネシアは行動指針参加国ではないので、日本で受理される必要がある。

3. 問題提起が行われた場合、どのような手続が行われるか？

- 受理通知の送付：問題提起書を受け取った場合、日本 NCP は記載事項の確認を行い、提起者に受理通知を送付する。明らかに行動指針と関係ない事案や他の行動指針参加国で発生した問題の場合は受理しない旨が送付される。
- 初期評価の実施（3 か月程度）：日本 NCP は、関係省庁への聴取、提起された企業への聴取、当該国政府への聴取等を行う。初期評価の結果は書面にて提起者に回答する。
- 当事者への支援の提供（6 か月程度）：提起された問題が更なる検討に値する場合には、当事者との合意に基づいて、仲介や調停等、問題解決の支援を行う。
- 声明・報告の送付及び手続の終了（3 か月程度）：関係当事者が合意に至った場合はその内容を含む声明又は報告、合意に至らなかった場合はその理由等を含む声明又は報告を送付し、手続きを終了する。

¹ 多国籍企業行動指針の本文や日本 NCP の事務処理手続は外務省ウェブサイトを参照
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>